



# 佐賀県公報

平成16年  
3月31日  
(水曜日)  
号外第4号

## 目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

### 訓令 甲

◎佐賀県本庁決裁規程

(二・人事課) 一

### ○訓令 甲

◎佐賀県訓令甲第二号

本庁

佐賀県本庁決裁規程を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県本庁決裁規程

佐賀県本庁決裁規程（昭和三十九年訓令甲第四号）の全部を改正する。

(趣旨)

**第一条** この規程は、別に定めるものを除き、知事及び出納長の権限に属する事務の一部の処理について、決裁者を明確にするとともに、事務の円滑かつ能率的な執行を期するため、事務の決裁について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第二条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 専決 知事及び出納長の補助機関が、知事及び出納長の権限に属する事務の一部をその責任において常時決裁することをいう。

二 代決 知事、出納長又は専決することができる者（以下「専決権者」という。）が不在のとき、その決裁すべき事務を他の補助機関が、それら

者に代わって決裁することをいう。

三 本部長 佐賀県行政組織規則（平成十六年佐賀県規則第十六号。以下「組織規則」という。）第十六条第一項に規定する本部長及び出納長をいう。

四 出納局長 組織規則第二十一条第一項に規定する局長をいう。

五 課長 組織規則第十八条第一項に規定する課長をいう。

六 係長 組織規則第二十条第一項に規定する係長をいう。

(知事及び出納長の決裁を受けるべき事務)

**第三条** 別表第一及び別表第二の知事の決裁を受けるべき事務の欄に定めるものについては、知事の決裁を受けなければならない。

2 別表第四の出納長の決裁を受けなければならない。出納長の決裁を受けなければならない。

(副知事等の専決)

**第四条** 副知事、本部長及び課長は、別表第一に定めるところにより、それぞれ専決することができる。

2 本部長、出納局長及び課長は、別表第二に定めるところにより、それぞれ専決することができる。

3 次の各号に定める者は、本部長が専決することができる事務のうち、本部長が定めるものを専決することができる。

一 最高情報統括監

二 危機管理・報道監

三 部長

四 副本部長

五 総括政策監

六 政策監

4 副部長は、部長が専決することができる事務のうち、部長が定めるものを専決することができる。

5 次の各号に定める者は、課長が専決することができる事務のうち、課長が定めるものを専決することができる。

一 室長

二 企業誘致推進監

三 副課長

6 係長は、別表第三に掲げる事務で課長が定めるものを専決することができる。

(副出納長等の専決)

第五条 副出納長及び出納局の課長は、別表第四に定めるところにより、それぞれ専決することができる。

2 出納局の係長は、別表第四の係長専決事務の欄に掲げる事務で、出納局の課長が定めるものを専決することができる。

(専決の制限等)

第六条 専決権者は、前二条に規定する事務が、次の各号のいずれかに該当するものである場合は、専決することができない。この場合において、当該専決権者は、直ちに当該事務について、決裁権限を有すると認められる上司の決裁を受けなければならない。

一 特に重要と認められるもの

二 異例に属するもの又は先例となるおそれがあるもの

三 紛議論争があるもの又は処理の結果紛議論争を生ずるおそれがあるもの  
(事務処理の適正化)

第七条 専決権者は、専決することができる事務のうち、特に上司において了知しておく必要があると認められるもの又は上司の意見を求めることが適当であると認められるものの処理にあたっては、上司に報告し、意見を求め、又はその指示を受けて処理する等の措置を講じ、事務の適正な処理に努めなければならない。

(知事の代決者)

第八条 知事が決裁すべき事務について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める者がその事務を代決することができる。

一 知事が不在のときは、副知事

二 知事及び副知事がともに不在のときは、当該事務を担当する本部長

(副知事の代決者)

第九条 副知事が専決することができる事務について、副知事が不在のときは、当該事務を担当する本部長がその事務を代決することができる。

(本部長等の代決者)

第十条 本部長が専決することができる事務について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める者がその事務を代決することができる。

一 本部長が不在のときは、各本部にあつては副本部長(電子県庁の構築に伴う業務改革に関する事務については最高情報統括監、危機管理及び広報に関する事務については危機管理・報道監、部の所掌する事務については部長)、出納局にあつては出納局長

二 本部長及び最高情報統括監、危機管理・報道監、部長、副本部長又は出納局長がともに不在のときは、当該事務を担当する課長

2 最高情報統括監が専決することができる事務について、最高情報統括監が不在のときは、情報・業務改革課長がその事務を代決することができる。

3 危機管理・報道監が専決することができる事務について、危機管理・報道監が不在のときは、危機管理・広報課長がその事務を代決することができる。

4 部長が専決することができる事務について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める者がその事務を代決することができる。

一 部長が不在のときは、副部長

二 部長及び副部長がともに不在のときは、当該事務を担当する課長

5 副本部長が専決することができる事務について、副本部長が不在のときは、当該事務を担当する課長(本部の企画調整及び経営に関する事務については、組織規則第二十二条第一項の規定に基づき置かれた副課長)がその事務を代

決することができる。

6 総括政策監又は政策監が専決することができる事務について、総括政策監又は政策監が不在のときは、統括本部長が組織規則第二十三条第一項の規定により置かれた副課長のうちから指名する者がその事務を代決することができる。

7 副部長が専決することができる事務について、副部長が不在のときは、当該事務を担当する課長(部の企画調整に関する事務については、組織規則第二十二條第三項の規定により置かれた副課長)がその事務を代決することができる。

(出納局長の代決者)

第十一条 出納局長が専決することができる事務について、出納局長が不在のときは、当該事務を担当する課長がその事務を代決することができる。

(課長等の代決者)

第十二条 課長が専決することができる事務について、課長が不在のときは、副課長(室に係る事務については、室長)がその事務を代決することができる。

2 室長が専決することができる事務について、室長が不在のときは、副室長がその事務を代決することができる。

3 企業誘致推進監が専決することができる事務について、企業誘致推進監が不在のときは、新産業課長が新産業課の職員のうちから指名する者がその事務を代決することができる。

(出納長の代決者)

第十三条 出納長が決裁すべき事務について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める者がその事務を代決することができる。

一 出納長が不在のときは、副出納長

二 出納長及び副出納長とともに不在のときは、当該事務を担当する課長の職にある出納員

(副出納長の代決者)

第十四条 副出納長が専決することができる事務について、副出納長が不在のときは、当該事務を担当する課長の職にある出納員がその事務を代決することができる。

(出納局の課長の代決者)

第十五条 出納局の課長の職にある出納員が専決することができる事務について、当該出納員が不在のときは、当該事務を担当する副課長の職にある出納員がその事務を代決することができる。

(代決の制限)

第十六条 代決者は、第八条から前条までの規定にかかわらず、代決しようとする事務が特に重要なもの又は異例に属するものである場合は、あらかじめ処理の方針を指示されているもの又は特に急を要するものを除き、代決することができない。

(後閲)

第十七条 代決者は、代決した事務のうち必要があると認めるものについては、事後速やかに知事、出納長又は当該専決権者の後閲を受けなければならない。

(補則)

第十八条 知事は、特に必要があると認める場合には、この規程の目的の範囲内において、事務の決裁について別に定めることができる。

附則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

別表第1(第3条、第4条関係)

事務の種類		知事の決裁を受け るべき事務	副知事専決事務	本部長専決事務	課長専決事務
1	事務管理に関する事務	県政の基本方針及び重要な計画の決定に関すること		本部の施策及び事業の基本的な方針を決定すること	事務の実施に関すること
2	県議会に関する事務	県議会の議決、承認、同意及び報告を要する事項に関すること			
3	規則、訓令及び告示、公告その他の公示に関する事務	規則及び訓令の制定及び改廃に関すること		重要な告示、公告、公表その他の公示に関すること	告示、公告、公表その他の公示に関すること
4	要綱、要領等の制定改廃に関する事務			本部の施策及び事業の基本的な方針を定める要綱等の制定改廃に関すること	事務処理の基準、要綱、要領等の制定改廃に関すること
5	許可、認可等に関する事務			重要な許可、認可、免許、登録、認定等及びそれらの取消し並びにそれらに係るものの解散、閉鎖、停止その他の行政処分に関すること	1 許可、認可、免許、登録、認定等及びそれらの取消し並びにそれらに係るものの解散、閉鎖、停止その他の行政処分に関すること 2 過料処分に関すること
6	あっせん、調停、勧告、指示等に関する事務			重要なあっせん、調停、勧告、指示等に関すること	あっせん、調停、勧告、指示等に関すること
7	佐賀県情報公開条例及び佐賀県個人情報保護条例に関する事務				佐賀県情報公開条例に基づく公文書の開示及び佐賀県個人情報保護条例に基づく個人情報の開示の決定等に関すること
8	行政手続に関する事務			審査基準、標準処理期間等の作成に関すること(本部長が専決することができる行政処分に限る。)	1 審査基準、標準処理期間等の作成に関すること(本部長が専決することができる行政処分を除く。) 2 聴聞、弁明の聴取及び公聴会に関すること
9	行政不服審査に関する事務		異議申立てに対する決定を行うこと(本部長が専決することができる許可等に係るものに限る。)	1 異議申立てに対する決定を行うこと(課長が専決することができる許可等に係るものに限る。) 2 審査請求に対する裁決を行うこと 3 審査請求の対象となる処分の効力の停止その他の措置又はその取消しを行うこと	補正の命令、弁明書の提出要求その他の行政不服審査に関すること
10	訴訟に関する事務			応訴の決定に関すること	訴訟の遂行に関すること
11	公益法人に関する事務				公益法人に係る許可、認可及び監督に関すること
12	公益信託に関する事務				公益信託に係る許可、認可及び監督に関すること

13	国等に対する負担金、補助金、交付金等の申請に関する事務			国等に対して行う重要な補助金等の申請等に関する事	国等に対して行う補助金等の申請等に関する事
14	照会、回答、報告、通知等に関する事務			重要な照会、回答、報告、通知等に関する事	照会、回答、報告、通知等に関する事
15	審議会等の委員の任免に関する事務			審議会等の委員の任免に関する事	
16	旅行命令に関する事務		副知事の旅行を命令すること	本部長、部長、副本部長及び副本長並びにこれらに相当する職にある者の旅行を命令すること	所属の職員の旅行を命令すること
17	年次休暇等の願の処理に関する事務			本部長、部長、副本部長、副本長及びこれらに相当する職にある者並びに課に所属していない職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、生理休暇、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊婦障害休暇、出産補助休暇、育児休暇、引き続き3日以内の特別休暇(証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合を除く。)及び引き続き10日以内の病気休暇並びに部分休業の願の処理に関する事	所属の職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、生理休暇、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊婦障害休暇、出産補助休暇、育児休暇、引き続き3日以内の特別休暇(証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合を除く。)及び引き続き10日以内の病気休暇並びに部分休業の願の処理に関する事
18	週休日の振替に関する事務			本部長、部長、副本部長、副本長及びこれらに相当する職にある者並びに課に所属していない職員の週休日の振替に関する事	所属の職員の週休日の振替に関する事
19	休日の代休日の指定に関する事務			本部長、部長、副本部長、副本長及びこれらに相当する職にある者並びに課に所属していない職員の休日の代休日の指定に関する事	所属の職員に対する休日の代休日の指定に関する事
20	扶養手当等の認定に関する事務				扶養手当、住居手当及び通勤手当の認定に関する事(現地機関の長が専決することのできるものを除く。)
21	使用料及び手数料の減免に関する事務			使用料及び手数料の減免に関する事(き束的な決定に係るものを除く。)	使用料及び手数料の減免に関する事(き束的な決定に係るものに限る。)
22	予算の流用に関する事務			1 歳出予算に定めた各項目の金額を流用すること 2 歳出予算に定めた各項目の金額を流用すること	歳出予算の各節の金額を流用すること
23	県有財産に関する事務	議会に付すべき財産の取得及び処分に関する事			県有財産の取得、管理及び処分に関する事
24	歳入の徴収又は収納の私人委託に関する			歳入の徴収又は収納事務の私人委託に関する事	歳入の徴収又は収納事務の私人委託に伴う委託証

	事務				明書の交付及び検証に関すること
25	事務委任の特別承認に関する事務			佐賀県財務規則第三条の規定による知事の承認に関すること	

別表第2(第3条、第4条関係)

所属名	事務の種類	知事の決裁を受けるべき事務	本部長専決事務	課長専決事務
統括本部	県政運営の基本方針に関する事務	県政運営の基本方針を決定すること	1 県政運営の基本方針の総合調整に関すること 2 県政運営の基本方針の事務を処理すること 3 政策検討会議の招集に関すること	
統括本部	県の重要施策の企画立案及びその推進に関する事務	県の重要施策を決定すること	1 県の重要施策の総合調整に関すること 2 県の重要施策の事務処理に関すること	
統括本部	県政の重要な計画の作成及び推進に関する事務	総合開発計画を決定すること	1 総合開発計画作成のための基本的事項を決定すること 2 総合開発計画各部門計画の調整、実績検討及び推進指導に関すること 3 重点実施項目の進捗管理に関すること 4 国土総合開発事業の調整に関すること 5 各本部の振興計画の総合調整に関すること	
統括本部	政策評価に関する事務	政策評価を決定すること	1 政策評価の方針に関すること 2 政策評価の総合調整に関すること 3 政策評価の事務を処理すること	
統括本部	知事会に関する事務	知事会に関すること	知事会の事務を処理すること	
統括本部	九州地方行政連絡会議に関する事務	九州地方行政連絡会議に関すること	九州地方行政連絡会議の事務を処理すること	
統括本部	政府予算対策に関する事務	政府予算対策に関すること	1 政府予算対策の総合調整に関すること 2 政府予算対策の事務処理に関すること	
統括本部	社会制度調査・経済調査に関する事務		社会制度調査・経済調査に関すること	
統括本部	県政に関する広聴及び調査に関する事務		1 県政に関する広聴及び調査の実施方針に関すること 2 県政に関する広聴及び調査の実施に関すること	
統括本部	県政に関する提案、要望等の整理に関する事務		1 県政に関する提案、要望等を整理すること 2 県民からの相談の対応に関すること	
統括本部	行政事務の改善に関する事務	行政事務の改善方針を決定すること	1 行政改善委員会に関すること 2 事務処理改善委員会に関すること 3 行政事務の改善に係る取組に関すること	

統括本部	研修に関する事務		1 研修実施計画に関する こと 2 研修の実施に関する こと	
統括本部	県議会との連絡に関する事務	1 県議会を招集すること 2 請願処理の経過及び結果を議会に報告すること		
秘書課	栄典及び褒章に関する事務	1 春秋叙勲の具申に関する こと 2 褒章条例に基づく褒章 (紺綬褒章を除く。)の 具申に関すること		1 死没者に対する叙位及び叙勲の具申に関する こと 2 高齢者叙勲の具申に関する こと 3 褒章条例に基づく紺綬 褒章の具申に関すること
情報・業務改革課	地域情報化に係る施策の企画、調整及び推進に関する事務		地域情報化推進計画の策定 に関すること	地域情報化に関する事務を 処理すること
情報・業務改革課	行政情報化に係る施策の企画、調整及び推進に関する事務		電子県庁基本計画の策定に 関すること	行政情報化に関する事務を 処理すること
危機管理・広報課	自衛官の募集等に関する事務			1 自衛官募集の期間及び 試験期日、場所を告示する こと 2 自衛官募集に関する広 報宣伝計画を策定する こと 3 市町村等が自衛隊に委 託する土木工事等につい て副申すること
危機管理・広報課	広報に関する事務			県政の広報に関する事務を 処理すること
県民協働課	特定非営利活動法人に関する事務			1 知事の所轄に係る特定 非営利活動法人(以下こ の項において「特定非営 利活動法人」という。)の 設立、定款変更及び合 併を認証すること 2 特定非営利活動法人の 解散を認定し、及び解散 に伴う残余財産の譲渡を 認証すること 3 特定非営利活動法人の 仮理事の選任に関する こと 4 特定非営利活動法人に 対し、運営等について改 善措置を命じ、及び設立 の認証を取り消すこと 5 特定非営利活動法人か らの届出及び報告の受理 並びに特定非営利活動法 人の業務等に関する報告 の徴収及び検査に関する こと
県民協働課	地域づくりの推進に関する事務			地域づくりの推進に関する 事務を処理すること
県民協働課	世界・森の博覧会記念事業の推進に関する事務		世界・森の博覧会記念事業 の推進に係る基本方針に関 すること	世界・森の博覧会記念事業 の推進に関する事務を処理 すること



男女共同参画課	男女共同参画社会の形成の促進に係る施策の総合調整及び推進に関する事務	男女共同参画社会の形成の促進に係る施策の基本方針の決定に関する事	1 男女共同参画社会の形成の促進に係る施策の基本方針の総合調整に関する事 2 男女共同参画社会の形成の促進に係る施策の実施計画の決定に関する事	1 男女共同参画社会の形成の促進に係る施策の基本方針の事務処理に関する事 2 男女共同参画社会の形成の促進に係る施策の実施に関する事 3 男女共同参画社会の形成の促進に係る調査研究に関する事
人権・同和対策課	人権施策に関する事務	人権施策の基本方針に関する事	人権施策の総合調整に関する事	人権施策の連絡調整に関する事
人権・同和対策課	同和対策に関する事務		1 同和対策長期計画の決定に関する事 2 同和対策の総合調整に関する事 3 同和対策推進協議会に関する事	1 同和対策長期計画の作成に関する事 2 同和対策事業の連絡調整に関する事
人権・同和対策課	地方改善事業に関する事務			1 地方改善事業に係る調査及び改善指導に関する事 2 地方改善事業に係る事務を処理する事
こども課	青少年対策の総合調整及び推進に関する事務	青少年対策の基本方針に関する事	1 青少年対策の実施計画に関する事 2 青少年対策の総合調整に関する事	1 青少年対策の実施に関する事 2 青少年対策の推進指導に関する事 3 青少年対策の調査研究に関する事
こども課	青少年健全育成条例の施行に関する事務			1 青少年健全育成条例に基づく勧告及び措置命令に関する事 2 青少年健全育成条例に基づく立入調査員の指定に関する事 3 青少年健全育成条例に基づく映画等の推奨及び有害興行等の指定に関する事 4 青少年健全育成条例に基づく調査及び指導に関する事 5 青少年健全育成条例に基づく届出の受理及び届出済証の発行に関する事
こども課	青少年の国際交流に関する事務			青少年の国際交流の実施に関する事
こども課	児童の福祉に関する事務		1 児童福祉法の運用指導方針に関する事 2 社会福祉事業を営む社会福祉施設の設置認可及び設置認可の取消し並びに認可に係る施設の事業の制限、停止その他の行政処分に関する事 3 知事の所轄に係る社会福祉法人(以下この項において「知事所轄社会福祉法人」という。)の設立、合併及び解散の認可	1 児童福祉法の運用指導並びに法施行事務の監督に関する事 2 社会福祉事業を営む社会福祉施設及び知事所轄社会福祉法人からの届出及び報告の受理並びにその運営指導検査に関する事 3 厚生労働大臣の所轄に係る社会福祉法人(以下この項において「厚生労働大臣所管社会福祉法

			<p>をすること</p> <p>4 知事所轄社会福祉法人に対し、運営等に対する措置、業務の全部又は一部の停止及び解散を命じ、並びに役員解職を勧告すること</p> <p>5 知事所轄社会福祉法人が行う公益事業及び収益事業の停止を命ずること</p> <p>6 児童福祉法第35条に規定する児童福祉施設の設置の認可並びに廃止及び休止の承認に関する事</p> <p>7 児童福祉施設の設置者に対する改善勧告、改善命令及び事業停止命令に関する事</p> <p>8 認可外保育施設に対する改善勧告、事業の停止、施設の閉鎖命令等に関する事</p>	<p>人」という。)の設立、合併及び解散の認可申請書を進達し、及び意見を具申すること</p> <p>4 厚生労働大臣所轄社会福祉法人の定款変更の認可申請書を進達し、及び意見を具申すること</p> <p>5 知事所轄社会福祉法人の定款変更の認可をすること</p> <p>6 知事所轄社会福祉法人の仮理事の選任に関する事</p> <p>7 社会福祉統計調査に関する事</p> <p>8 社会福祉事業資金借入申込みを審査し、及び意見を付すこと</p> <p>9 認可外保育施設からの届出及び報告の受理並びに立入調査に関する事</p> <p>10 保育士試験の実施に関する事</p> <p>11 保育士の登録に関する事</p> <p>12 職員の現任訓練の計画及び実施に関する事</p> <p>13 児童の水難事故防止対策の連絡調整に関する事</p>
こども課	私立幼稚園に関する事務		<p>1 学校法人(幼稚園のみを設置する学校法人に限る。第4号において同じ。)の設立を目的とする寄附行為の認可及び寄附行為変更の認可をすること</p> <p>2 私立幼稚園の設置、廃止及び設置者の変更等の認可をすること</p> <p>3 学校法人の合併(幼稚園のみを設置する学校法人間の合併に限る。)を認可すること</p> <p>4 学校法人の私立学校法第50条第1項第1号及び第3号に掲げる理由による解散の認可又は認定をすること</p>	<p>1 私立幼稚園の指導に関する事</p> <p>2 私立学校振興助成法の規定による助成及び助成に係る監督に関する事</p>
私学文化課	私立の中学校、高等学校、専修学校及び各種学校に関する事務		<p>1 学校法人(幼稚園のみを設置する学校法人を除く。第4号において同じ。)の設立を目的とする寄附行為の認可及び寄附行為変更の認可をすること</p> <p>2 私立学校の設置、廃止及び設置者の変更等の認可をすること</p> <p>3 学校法人の合併(幼稚園のみを設置する学校法人間の合併を除く。)を認可すること</p>	<p>1 私立学校の指導に関する事</p> <p>2 私立学校法第11条の規定による委員候補者の推薦に関する事</p> <p>3 私立専修学校及び私立各種学校の指導に関する事</p> <p>4 私立学校振興助成法の規定による助成及び助成に係る監督に関する事</p>

			<p>4 学校法人の私立学校法第50条第1項第1号及び第3号に掲げる理由による解散の認可又は認定をすること</p> <p>5 学校法人の行う収益事業の種類を定めること</p> <p>6 私立専修学校及び私立各種学校の設置、廃止等の認可及び閉鎖命令に関すること</p>	
私学文化課	宗教法人に関する事務			<p>1 宗教法人の設立のための規則及び宗教法人規則の変更並びに宗教法人の合併について認証すること</p> <p>2 宗教法人規則の認証及び宗教法人の合併の認証の取消しに関すること</p> <p>3 宗教法人の任意解散を認証すること</p> <p>4 宗教法人が行う公益事業以外の事業の停止を命ずること</p> <p>5 宗教法人の監督に関すること</p>
私学文化課	行政書士に関する事務			<p>1 行政書士試験の実施に関すること</p> <p>2 行政書士の業務の禁止等の処分に関すること</p> <p>3 行政書士会の会則の制定及び会則の変更を認可すること</p> <p>4 行政書士及び行政書士会の監督に関すること</p>
私学文化課	生活文化行政及び芸術文化行政に関する事務	生活文化行政及び芸術文化行政の基本方針に関すること	生活文化行政及び芸術文化行政の総合調整に関すること	<p>1 生活文化事業及び芸術文化事業の事業計画の作成に関すること</p> <p>2 生活文化事業及び芸術文化事業の推進に係る事務を処理すること</p> <p>3 著作権に関する事務を処理すること</p>
国際課	国際交流に関する事務		職員の海外派遣研修に関すること	<p>1 海外の交流地域等との交流事業に関すること</p> <p>2 在外県人会との連絡調整及び支援に関すること</p>
国際課	国際化に対応した環境づくりに関する事務			<p>1 県民の国際理解推進に関すること</p> <p>2 外国青年招致事業に関すること</p> <p>3 在住外国人の支援に関すること</p> <p>4 財団法人佐賀県国際交流協会との連絡調整及び支援に関すること</p>
国際課	国際協力に関する事務			<p>1 研修員等の受入れに関すること</p> <p>2 海外の交流地域等への協力に関すること</p>
国際課	一般旅券の発給に関			一般旅券の発給申請に係る

	する事務			審査並びに作成及び交付に関すること
くらしの安全安心課	物価対策に関する事務	物価対策の基本方針に関すること		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 物価対策の企画推進に関すること</li> <li>2 物価対策の実施方針に関すること</li> <li>3 物価対策の連絡調整に関すること</li> <li>4 物価情報資料の発行に関すること</li> <li>5 物価に関する調査の実施及び資料の収集に関すること</li> </ol>
くらしの安全安心課	食品安全対策に関する事務		不当景品類及び不当表示防止法第9条の2の規定による指示及び法第9条の3の規定による措置請求に関すること	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 食品安全対策の連絡調整に関すること</li> <li>2 法第9条の4の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること</li> </ol>
くらしの安全安心課	交通安全対策に関する事務	交通安全対策の基本方針に関すること	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通安全対策計画に係る施策の総合調整に関すること</li> <li>2 交通対策協議会委員の任免に関すること</li> <li>3 交通安全対策会議の委員及び特別委員の任免に関すること</li> <li>4 交通安全対策会議の幹事の任免その他交通安全対策会議に関すること</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通安全対策計画の実施の推進に関すること</li> <li>2 交通事故相談の実施に関すること</li> <li>3 交通事故相談の業務委託に関すること</li> <li>4 交通安全対策の連絡調整に関すること</li> </ol>
くらしの安全安心課	消費者行政に関する事務	消費者行政の基本方針に関すること		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消費者行政施策の策定及び推進に関すること</li> <li>2 消費者行政の連絡調整に関すること</li> <li>3 不当景品類及び不当表示防止法第9条の2の規定による指示及び法第9条の3の規定による措置請求に関すること</li> <li>4 不当景品類及び不当表示防止法第9条の4の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること</li> <li>5 特定商取引に関する法律第7条、第38条、第46条及び第56条の規定による指示並びに法第8条、第39条、第47条及び第57条の規定による命令に関すること</li> <li>6 特定商取引に関する法律第66条の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること</li> <li>7 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律第10条の規定による指示及び法第11条の規定による命令に関すること</li> <li>8 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律第17条第1項の規定による報告の徴収及び立入</li> </ol>

				<p>検査に関すること</p> <p>9 消費生活協同組合に係る事業の停止処分に関すること</p> <p>10 消費生活協同組合に業務改善を命ずること</p> <p>11 消費生活協同組合の各種許可、運営指導、検査並びに届出及び報告の受理に関すること</p> <p>12 危害商品等及び生活関連物資の指定に関すること</p> <p>13 佐賀県民の消費生活の安定及び向上に関する条例(以下この項において「消費者保護条例」という。)に基づく県の基準の設定に関すること</p> <p>14 消費者保護条例に基づく調査及び指導に関すること</p> <p>15 佐賀県消費者苦情処理委員会のあっせん及び調停に付すべき消費者事情の決定に関すること</p> <p>16 消費者訴訟費用の貸付けに関すること</p> <p>17 消費者保護条例に基づく立入検査に関すること</p> <p>18 消費者保護条例に基づく勧告及び公表に関すること</p> <p>19 消費者に対する金融等に係る知識の普及の実施に関すること</p> <p>20 消費生活相談に関すること</p>
くらしの安全 安心課	計量法に関する事務		法第15条の規定による勧告及び公表並びに勧告に係る措置をとるべきことを命ずること	<p>1 法に基づく指定及び指定の取消し又は検査業務の全部若しくは一部の停止命令に関すること</p> <p>2 法に基づく検定検査に関すること</p> <p>3 法に基づく登録及び届出に関すること</p> <p>4 法に基づく報告に関すること</p> <p>5 法に基づく立入検査に関すること</p> <p>6 法に基づく公示に関すること</p>
消防防災課	災害対策基本法に関する事務	災害対策本部の設置及び廃止を決定すること	<p>1 災害警戒本部の設置及び廃止を決定すること</p> <p>2 応急措置実施のため他の都道府県知事に対し応援の要請を行うこと</p> <p>3 災害応急措置実施のため特に必要と認める場合に、従事命令、協力命令等を発し、及び市町村長に対する必要な指示をすること</p>	<p>1 防災会議の専門委員及び幹事の任免に関すること</p> <p>2 災害情報連絡室の設置及び廃止を決定すること</p> <p>3 県及び市町村の実施する応急処置について必要がある場合に指定行政機関の長等に対し応急措置の実施を要請し、又は要求すること</p>

				<ul style="list-style-type: none"> <li>4 法第73条の規定による当該市町村が行う応急措置の代行に関する事</li> <li>5 市町村が防災会議を設置しないことについて承認すること</li> <li>6 総合防災訓練の実施に関する事</li> <li>7 防災に関する事務及び業務に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めること</li> <li>8 災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要について内閣総理大臣及び中央防災会議に報告すること</li> <li>9 災害に係る重要な予報及び警報に基づき市町村長その他の関係者に対し必要な措置について通知し、及び要請すること</li> <li>10 通信設備の優先利用の要請に関する事</li> <li>11 従事命令、協力命令等により災害応急措置の実施に従事した者の死亡、負傷等による損害補償に関する事</li> <li>12 市町村防災会議の協議会の設置、廃止及び規約の変更の届出を受理すること</li> <li>13 市町村地域防災計画及び指定地域市町村防災計画の作成及び修正の協議に関する事</li> <li>14 災害に係る軽易な予報及び警報に基づき市町村長その他の関係者に対し必要な措置について通知し、及び要請すること</li> <li>15 防災関係機関との連絡に関する事</li> </ul>
消防防災課	石油コンビナート等災害防止法に関する事務	石油コンビナート等現地防災本部の設置及び廃止を決定すること		石油コンビナート等防災本部の専門員及び幹事の任免に関する事
消防防災課	自衛隊の災害派遣に関する事務	自衛隊の災害派遣の要請を行うこと		
消防防災課	防災行政無線に関する事務			<ul style="list-style-type: none"> <li>1 防災行政無線の運用に関する事</li> <li>2 防災行政無線の管理運営に関する事</li> </ul>
消防防災課	消防に関する事務		消防表彰規程に基づき消防庁長官に具申すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 消防組織法の規定に基づき非常事態における緊急の必要がある場合に市町村長に対し災害防禦の措置等に関し必要な指示をすること</li> <li>2 市町村消防の指導、勸告及び助言に関する事</li> <li>3 消防の設備、機械器具</li> </ul>